



# 地域開業医

## Dr.綿谷の東奔西走

第2回

### 子どもを守る 校医・スポーツ医

**地**域の子どもの健康を守り、病気を予防するのは、開業医の大切な仕事。どんな学校にも必ず1人はいる

学校医（校医）の活動もその一つです。学校保健安全法第23条によって「学校には、学  
校医を置くものとする。」と定められています。

小学校・中学校・高等学校などで、児童・生徒の健康診断・内科検診、予防接種、インフルエンザなどの感染症が流行するのを防ぐ指導や、学校行事に合わせた健康チェックなどを行います。

加えて尼崎市医師会では、医師会会員の開業医は全員、

市内小中学校の校医を務める

ことになっていきます。この制度は40年程前から始まっており、詳細ないきさつは不明ですが、当時は小学校の児童が増え続けている頃で、児童数は今（2万2871人、2011年5月1日現在）の2倍（4万5846人、1970

年）。一方、開業医は現在（855人）の6割程（514人）

で、医師が1人で校医を受け持つのは大変だったことから、主任校医1人の他にも、内科または小児科の医師が数人で受け持つことで、ちょうど全員が校医となったようです。

現在、私は立花小学校と立

わたや整形外科院長

綿谷茂樹



わたや・しげき ● 京大医学部卒業。平成8年わたや整形外科開業。尼崎市医師会理事、兵庫県保険医協会理事。日本医師会認定健康スポーツ医、尼崎市介護認定審査会副会長など、地域医療の充実に向けて活動中。

花北小学校で小学5年生の脊せき柱側弯症ちゆうそくわんの検診を担当しています。一般的には脊柱側弯症の検診も内科の校医が行いますが、尼崎市では小学校5年生と中学校1年生は整形外科医が行っています。

この他、関西ろうさい病院

## 小中高の健康診断 検査項目を 文科省が大幅見直し

小中高校で毎年、実施している健康診断は「学校保健安全法」で毎年実施が義務づけられているもの。身長や体重、座高、視力の他、結核や寄生虫卵の有無といった検査項目も省令で決められています。

その検査項目を文部科学省は2月、大幅に見直すこと決めました。戦前から続く座高の測定をやめ、関節痛のようなスポーツによる障害を早期に発見するための検査項目導入を想定。省内に有識者会議を設置して課題を整理し、2013年度にも新方式への変更をめざすことになっています。

の先生方と一緒に、私はスポーツ医として尼崎スポーツ少年団の野球選手の肘と肩の検診を行っています。毎年、グラウンドで300人ほどの選手を診ると、100人前後に何らかの異常が認められます。成長期の無理な投球が原因になる肘の障害の多くは「野球肘」です。結果を伝えても、二次検診を受ける子どもが半分にも満たないので心配しています。将来的にある子どもがスポーツ障害を起こさないよう大人が配慮をしたり、学校健診でフォローできる仕組みを作ることが必要だと感じています。